## 海老名市における緑地面積率、環境施設面積率及び 重複緑地算入率について

設定区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
第一種低層住居専用地域	25%以上	30%以上
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
市街化調整区域		
工業地域	15%以上	20%以上
工業専用地域		
準工業地域	20%以上	25%以上

重複緑地算入率:50%以下

## \*緑地\*

- ①樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域 の生活環境の保持に寄与するもの。
- ②低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設。

## \*環境施設\*

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動場、教養文化施設、雨水浸透施設、 太陽光発電施設等のうち、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がな されているもの。

## \*重複緑地\*

樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複するもの。

この場合、重複部分は緑地とするが、樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合にあっては、当該重複部分は生産施設としても取り扱う。